

## 申請に必要な書類等

- (1) 保護者（申請者）名義の預金通帳  
 (2) 該当理由の証明に必要な書類（以下の表参照）

申請理由	必要書類
1 生活保護の停止又は廃止を受けたが、なお経済的に困窮している	保護停止決定通知書又は保護廃止決定通知書
2 市町村民税が非課税又は市町村民税の減免を受けている	非課税…同一世帯生計下にある 18 歳以上の世帯員分の当該年度非課税証明書 ※20 歳未満で収入がない世帯員は不要 ※注) 参照 減免…市町村民税の減免決定通知書
3 個人事業税又は固定資産税の減免を受けている	個人事業税…県税事務所発行の減免証明書 固定資産税…固定資産税減免通知書
4 国民年金の掛金の免除又は国民健康保険の保険料の減免若しくは徴収猶予を受けている	国民年金保険料免除申請承認通知書 又は国民健康保険料減免承認決定通知書
5 児童扶養手当を受給している	児童扶養手当証書 ※申請時点で有効期限内の証書であること
6 生活福祉金による貸付けを受けている	生活福祉資金貸付決定通知書
7 失業対策事業適格者手帳を有する者又は職業安定所登録日雇労働者である	失業対策事業適格者手帳 又は日雇労働被保険者手帳
8 前年度の平均月収入が生活保護基準額の 1.3 倍以下の世帯である <認定基準一例> 父 40 歳、母 35 歳、子 14 歳、子 9 歳の 4 人世帯の基準額 =合計所得約 300 万円以下 ※上記の家族構成での基準額です。 各世帯のご家族の人数や年齢などにより異なります	①同一世帯生計下にある 18 歳以上の世帯員分の当該年度所得課税証明書 ※20 歳未満で収入がない世帯員は不要 ※注) 参照 ②賃貸契約書の写し（借家の方のみ）

※ 証明書類は、保護者である父母 2 名分が必要です（ひとり親家庭の場合を除く。）。

※ 申請理由 2（非課税世帯の方のみ）又は 8 の世帯の場合、前年度の 1 月 1 日時点で篠栗町に住民登録があり、教育委員会で所得調査をすることを承諾される方については、所得（非）課税証明書の提出は必要ありません。

ただし、前年度の 1 月 2 日以降に篠栗町に転入した方は、前住所地から取り寄せてください。